

審 査 基 準

A－e－16

令和4年5月25日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第108条の4第1項
処 分 の 概 要： 指定講習機関の指定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項（指定講習機関） 指定講習機関に関する規則第1条（指定講習機関の指定）、第2条（指定の申請）、第5条（運転適性指導員）、第6条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）、第7条（運転習熟指導員）、第8条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）、第8条の2（若年運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審 査 基 準： 別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 14日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先： 愛知県警察本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話 (052) 951-1611 内線 781-255
備 考：